

高岡市立古府小学校 いじめ防止基本方針

1 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童の人権を侵害する行為であり、その心身の健全な成長及び人格の形成に影響を与えるのみならず、人の命に関わる重大な問題です。

したがって、いじめの防止等の対策には、「いじめは人間として絶対に許されない」という強い認識をもち、学校、家庭、地域、教育委員会、その他児童の教育に関わる全ての者が連携し、いじめの問題を克服することを目指して行われなければなりません。

本校では、学校が全ての児童にとって安心・安全で、楽しく充実していると実感できる「心の居場所」となるよう指導体制の充実を図り、家庭や地域等と連携して、いじめの防止等に取り組みます。

さらに、児童自らが、いじめの問題を自分たちの問題として捉えることが大切であり、児童会によるいじめの防止等の主体的な取組を積極的に推進します。

2 いじめの防止等の対策

(1) いじめの未然防止

いじめはどの児童にも起こり得るという意識をもち、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取組を行います。

児童の自主性を重んじ、いじめを自分たちの問題として捉え、いじめを生まないようにするための主体的な取組を支援し、児童一人一人のよさが発揮され、互いに支え合い、認め合う望ましい人間関係を育てます。

学校は児童に対して、傍観者とならず、教職員や身近な大人への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

① 児童理解と環境づくり

- ・教員自身の人権意識を高めるよう、学期に1回、自己点検を行います。また、人権教育に関する研修会に参加したり、いじめに関する事例研修を実施し、全教職員のいじめに対する意識を高めます。
- ・古府小スタンダードを基に、基本的な生活習慣と学習規律の徹底を図ります。
- ・規範意識を醸成し、共感的な人間関係を築きます。
- ・個人記録を基に、児童理解に努めます。
- ・児童の情報交換を基に、課題に対する対応策を検討します。その際、連絡帳等に保護者からの相談事や訴えがあった場合、どのような小さな事案も軽視せず、機敏に対応し、管理職をはじめ生徒指導主事等、全教員が情報を共有し、一貫した指導を行います。

② 自尊感情を育み、互いを思いやる豊かな心の育成

○ 「いのちの教育」の推進

- ・道徳の授業でいじめに関わる資料を取り扱います。
- ・ソーシャルスキルトレーニングやアサーショントレーニングを取り入れ、人と関わったりコミュニケーションを図ったりする能力を高めます。
- ・生命誕生に関わる授業を実施し、全ての生命がかげがえのないものであることを学ばせます。
- ・地域人材や各界で活躍している人をゲストティーチャーとして招き、生き方を学ぶ学習を行います。

○ 児童が主体となる取組の充実

- ・児童会が挨拶運動や異学年交流活動等を通して温かい校風を築きます。
- ・一人一人が活躍できる場、「かがやきレター運動」等で互いのよさを認め合う場を工夫し、自己存在感や自己有用感を高めます。
- ・福祉・ボランティア活動を推進し、思いやりの心や共に生きる態度を育てます。
- ・「人権意識チェック表」を年に3回実施し、一人一人の人権意識を見つめ直す場を設けます。

③ 家庭や地域等の連携

- ・学校いじめ防止基本方針を公表し、保護者や地域の理解が得られるよう努めます。
- ・育成会や学校評議員会と協力し、地域ぐるみで児童を見守り、いじめ防止対策を進めます。
- ・ネットいじめを防止するため、SNSの適切な利用方法を含む情報モラル教育を計画的に進めネットの危険性について理解を深めます。
- ・育成会や校区の小・中・高校と連携し、地域ぐるみで挨拶運動を実施します。

(2) いじめの早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの危機意識をもち、軽視することなく真摯に対処します。また、早い段階からスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、外部専門機関等とチームを組んで的確に対応します。

① 日常的な観察

- ・全学級で「一日のふり返りタイム」を設定し、「ふりカエルカード」により児童の人間関係を把握します。また、休み時間はできるだけ児童と触れ合い、児童の様子を観察します。
- ・授業時は、担任が早めに教室等へ行き、開始時刻を守ります。
- ・日記や生活ノート、児童との会話や授業の様子等から情報を集め、教職員間の情報の共有に努めます。また、迅速な報告・連絡・相談に努めます。

② アンケート調査

- ・古府っ子アンケート（いじめ実態調査）を学期に2回（3学期は1回）行います。
- ・全学年で「人権意識チェック表」を年3回活用し、児童一人一人が人権意識を見つめ直す場を設け、人権教育を進めます。

③ 教育相談

- ・全児童へ定期的な個人面談を実施します。（原則学期に1回、必要に応じて適宜）
- ・随時、保護者や地域からいじめに関する情報を得るように努め、親身に相談に応じます。

(3) いじめへの対処

いじめを発見した場合や通報を受けた場合、直ちに被害児童の安全を確保します。その上で速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込むことなく、学校の組織的な対応につなげます。また、いじめに係る情報を適切に記録しておき、必要に応じて教育委員会や関係機関等と連携して対応します。

加害児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

① いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・児童や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、真摯に受け止め傾聴します。
- ・被害児童やいじめを知らせた児童の安全を確保します。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、直ちにいじめ防止対策委員会で情報を共有します。
- ・いじめ対策委員会が中心となり、役割分担して速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実確認を行います。
- ・事実確認の結果は、教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡します。
- ・犯罪行為として取り扱われる可能性のある事案については、警察に相談又は通報し、連携して対応します。

② 被害児童及びその保護者への支援

- ・スクールカウンセラー等と連携し、被害児童の心のケアや保護者への支援を行います。
- ・被害児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、環境を整えます。

③ 加害児童への指導及びその保護者への助言

- ・いじめが確認された場合、被害児童やその保護者への謝罪、加害児童への指導等について、保護者と連携して適切に対応します。

- ・加害児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させます。
 - ・加害児童が抱える問題等、いじめの背景にも目を向け、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、当該児童の健全な人格の発達に配慮した対応を行います。
- ④ いじめが起きた集団への働きかけ
- ・いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせます。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう指導します。
 - ・はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させます。
- ⑤ ネット上のいじめへの対応
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、当該児童に指導するとともにその保護者に連絡し、直ちに削除させます。
 - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、警察に相談し、連携した対応をとります。

(4) いじめが「解消している」状態の判断

単に謝罪をもって安易に解消することはなく、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合でも、必要に応じ、他の事情を勘案して判断します。

- ① いじめに係る行為が止んでいること
- 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していることとします。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安に関わらず、より長期の期間を設定するものとします。
- ② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと
- いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められることとします。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) いじめの再発防止

同じ児童が被害となるいじめが再発したり、いじめのターゲットが変わっていじめが続いたりすることを防ぎます。また、事案について検証し、同様の事案が発生しないよう必要な対策を講じます。

- ① 児童の見守り
- ・いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な指導を行います。
 - ・児童の変化を定期的に確認・検証します。必要に応じて支援策を修正し、支援を継続して行います。
- ② 再発防止の取組
- ・互いを思いやり、尊重し、生命や人権を大切にする指導等の充実に努めます。
 - ・道徳や学級活動の時間にいじめに関わる問題を取り上げ、指導を行います。

3 いじめ対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、情報担当者、学年主任、養護教諭、その他関係する教職員
- ※必要に応じて（緊急・重大問題発生時）、育成会正副会長、学校評議員、主任児童委員、SC（中学校管轄）、SSW、保護司、児童相談所、伏木幹部交番の代表者等を追加します。

(2) 役割

- ・学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施と進捗状況の確認、見直し
- ・教職員の共通理解と意識啓発（校内研修等）
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取
- ・いじめやいじめが疑われる行為を発見した場合の相談窓口
- ・いじめ事案の調査と対応

4 年間計画

4月		・前年度の課題と本年度の重点的取組の確認		
5月	情報交換会「子供談義」 （毎月最終金曜日）	・古府っ子アンケート①	一日の振り返りタイム「ふりカエルカード」	「かがやきレター」
6月		・人権意識チェック①		
7月		・古府っ子アンケート② ・個人面談 ・各学級での1学期振り返りシート→夏休み前の指導に生かす		
8月				
9月				
10月		・古府っ子アンケート③		
11月		・人権意識チェック②		
12月		・古府っ子アンケート④ ・個人面談 ・各学級での2学期振り返りシート→冬休み前の指導に生かす		
1月				
2月		・古府っ子生活アンケート⑤ ・人権意識チェック③・個人面談		
3月		・各学級での3学期振り返りシート→春休み前の指導に生かす		

5 評価と改善

- ・学校評価にいじめ防止対策に関する項目を設け、評価を行います。
- ・「いじめの問題への取組についてのチェックポイント（学校用）」を活用し、学校の取組について評価し、改善を図ります。
- ・本基本方針に基づく取組については、いじめ対策委員会において協議し、必要に応じて適宜見直しを行います。